

【代行申請用】添付書類チェックリスト

代行権のある事業所が、要介護認定・要支援認定申請時に添付する書類のチェックリストです。本人、ご家族、代行権のない事業所が申請する場合や、要介護・要支援認定申請以外の手続きをする場合は、【本人・代理人用】添付書類チェックリストでご確認ください。

1. 介護保険被保険者証

↓
介護保険被保険者証の原本を添付ください。
紛失された場合は再発行する必要はありません。認定調査連絡票の紛失□欄に✓してください。

2. 医療保険情報確認

↓
医療保険被保険者証をご確認いただき、申請書の記入欄に医療保険情報をご記入ください。

3. 本人マイナンバー確認

・個人番号通知書は、本人マイナンバー確認書類としては利用できません。

◆次に掲げるもののうち1点（添付が困難な場合は、保険者（箕面市）が職権で確認します）

- 個人番号（マイナンバー）カード
- マイナンバーの記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- マイナンバーの通知カード（記載事項（氏名、住所等）に変更がない場合）

・各書類の有効期限にご注意ください。

4. 代理人身元確認

・住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載されている面も必要です。

・個人番号通知書は、代理人身元確認書類としては利用できません。

◆1点確認（次に掲げるもののうち1点）

- 個人番号（マイナンバー）カード ※通知カードは不可 介護支援専門員証（顔写真入り）
- 顔写真入りの住基カード 運転免許証 療育手帳 パスポート（住所ページも必要）
- 在留カード 特別永住者証明書 宅地建物取引士証 教習資格認定証
- 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のものに限ります）
(交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします)
- 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、2点確認書類とします）
- 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、2点確認書類とします）
- 小型船舶操縦免許証 猟銃・空気銃所持許可証 電気工事士免状（第一種）

◆2点確認（1点確認の書類がない場合は、次に掲げるものから2点でも可）

- 介護保険の被保険者証 介護保険負担割合証 医療受給者証
- 各種年金証書（写しとする場合は必ず基礎年金番号部分を隠した状態でコピーしてください）
- 健康保険の被保険者証（写しとする場合は必ず被保険者の記号・番号等の部分を隠した状態でコピーしてください）
- 顔写真のついていない住基カード 母子健康手帳 国、地方公共団体の職員証
- 児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書
- 箕面市から送付している書類（納税通知書、生活保護受給者証等）※1種1点のみ。同種のもの2点は不可。
- 船員手帳 海技免状 戰傷病者手帳 電気工事士免状（第一種以外）
- 無線従事者免許証 認定電気工事従事者認定証 特殊電気工事資格者認定証
- 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書
- 動力車操縦者運転免許証 警備業法に規定する合格証明書
- 官公署が発行し、顔写真、氏名、生年月日又は住所が載っている資格証明書

※以下の提示は1点のみ可能。以下のもののみで2点の提示は不可。

- 預金通帳・キャッシュカード（写しとする場合は必ず口座番号を隠した状態でコピーしてください）
- 国又は地方公共団体の機関以外が発行した身分証明書（学生証、社員証等）
- 公共料金の通知書（本人名義のものに限る）

上記に加えて

- 社員証、職員証 在籍証明書（いずれか1点） ※名刺は不可。